# 所得税法第56条の学習会で多くを学びました

## 婦人部学習講座 『所得税法第56条について』開催

4月18日(土)午後2時より浦和民商事務所2階にお いて、埼玉県商工団体連合会婦人部協議会事務局長の近 藤きえさんを講師に招き所得税法56条とはどういうも のか、歴史、現実に起きている弊害、全国婦人部が40 年行っている廃止運動の変遷を学びました。参加は、男 性含め15名でした。以下学習会の報告です。

#### 所得税法第56条は「配偶者とその親族が事業に従事

した時、対価の支払いは 必要経費に参入しない」 と定めています。この法 律は昭和25年シャウプ 勧告を受け第7回国会に おいて改定されたもの で、明治時代からの家長 制度がそのまま残されて



るのは年間で配偶者最高86万円、家族50万円です。

昭和25年当時、一人立ちできた金額は、現在の経済状 況に合った金額でないことは明らかです。家族従業者が どんなに働いても働き分は社会的に認められずタダ働き で、事故にあった時は傷害保険の保障日額主婦5700 円に対し業者婦人は2350円。家族従業者(息子、娘) は所得証明が取れず自動車ローンも組めない、賃貸住宅 入居の審査に通らず契約できないなど多大な不利益を受 けています。また最低賃金にも抵触、1日8時間労働 で、埼玉県の最低賃金は時給802円、白色配偶者は3 58円、同家族専従者は208円と、半分にも満たない 金額です。

白色申告が嫌なら57条の青色申告にすれば、という 意見があります。青色申告は特例として届出を出せば給 与を必要経費にできますが、特典のひとつとして家族の 人件費を認めるという差別的制度で、働き分を認めたわ

けではありません。



2009年7月ニュー ヨーク国連本部で開催 された女性差別撤廃委 員会でも56条に「家 族従業者の労動に対す る報酬を必要経費と認 めないのは問題。」と いう意見が出されまし た。2012年3月衆

亮議員が56条の廃止を要求し 議院予算委員会で笠井 ました。

全国民商婦人部は40年間、「所得税法第56条の廃 止を求める請願」を国に上げる運動を展開、現在396 自治体が採択、埼玉県では川口市をはじめ18自治体が 採択、また全国の税理士会、自由法曹団が意見書採択し ています。がさいたま市は、未だ採択ならずです。

近藤事務局長の報告を受け、この法律は人種差別問 題、マイナンバー制度にも関係することだ、婦人部と一 緒に浦和民商は大きな運動を作り出していこうと、斎藤 婦人部長、参加の方々から意見が出されました。白色申 告の皆さん、青色申告のみなさん、会員の皆さんぜひ いっしょに運動を行いましょう。

## 戦争ゆるさない

### 女性のレッドアクション

4月28日(火)12時埼玉県庁東門にて 集会・パレードを行い、700名の女性が赤 いものを身につけ参加しました。浦和民商か ら緑区寺尾栄子さん、桜区五十嵐美恵子さ ん、事務局松本が参加しました。集団的自衛 権行使反対!憲法をまもれ!9条を壊す な!のスローガンで集会を開き、呼びかけ人 に弁護士の鈴木幸子さん、前越生町長の田島 公子がさんらがあいさつに立ちました。その 後、浦和駅まで『戦争ダメダメ』『殺すも殺 されるのもイヤイヤ』と元気にパレードを行 いました。

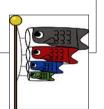


緑区総持院の牡丹 5月中旬まで満開です。 700株の牡丹見ごたえあり ます。ぜひ見に行ってみてく ださい。



浦和民主商工会 さいたま市浦和区本太

FAX: 8 8 6 - 5 4 5 4 メール:Urawa@



浦和民商セミナー開催のお知らせ 知らないと大変! 10月施行される 『マイナンバー制度』のこと

5月17日(日)午後2時-3時30分 浦和民商事務所

講師;第一経理長谷川税理士 参加費無料

2013年5月に国会で社会保障と税の共 通番号法が成立、2016年から導入が決まり、今年の1 0月から世帯ごとに個人番号、法人にも番号が届きます。 税金と社会保障の仕組みの簡略化が目的ですが、国による 国民の監視強化、個人情報漏えいの懸念がある。が、本当 はもっと怖い制度です。 税金対策部

### 事務局からお知らせ

日頃より浦和民商へのご理解ご協力大変ありがとうござ います。

今回の商工新聞は合併号です。5月11日(月)までに配 付を宜しくお願いいたします。ゴールデンウィーク中は、 営業日は暦どおりとなります。

ご協力宜しくお願いいたします。